早良商工会福岡市特定創業支援等事業対象

金的写起業型2023 受講者募集//



福岡市内で創業を目指す方、 創業後5年以内の方を対象に 夢の実現のために必要なステップや、 具体的な手法を学ぶためのセミナーです。

開催日時・内容

2

В

目

4

 $\boldsymbol{\mathsf{H}}$

目

受講料 定員 無料 20名

令和5年11月22日(水) [19:00~21:00]

1日目

経営/あなたの夢を実現する ビジネスモデルを作ろう 強みを活かした コンセプト作りをしよう

講 師/販促プランナー 経営コンサルタント **松永 幸子**氏 令和5年11月29日(水) [19:00~21:00]

財務/創業者が知っておくべき 税務や経理のポイント、 儲かる仕組みの作り方を学ぼう!

講師/中小企業診断士

髙野 晋一氏

令和5年12月6日(水) [19:00~21:00]

3日目

人材献/法律・制度を知って リスク管理を図ろう!

> 開業するために必要な「創業手続き」「労務」 「法務」に関する基礎知識を習得し、自社を 守るためのリスク管理を図っていきましょう。

講 師/労務コンサルタント 特定社会保険労務士 **渡邉 美菜** 氏 令和5年12月13日(水) [19:00~21:00]

販路開工/売上を伸ばすための 3つの販路開拓法を知ろう アナログ&デジタルを駆使した 販売促進でPR方法を考えよう

講 師/販促プランナー

辻山 敏氏

申込期間

令和5年10月1日(日)~令和5年11月17日(金)※定員になり次第受付締切

場所

早良商工会2階研修室(福岡市早良区東入部2-14-10)

参加対象者

- 概ね1年以内の創業予定者で、市内在住または市内で創業を検討中の方
- 創業5年未満の方(事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人)
- 全4回連続受講できる方は、特定創業支援等事業の対象となります。
- ※詳しくは裏面をご覧ください。

問い合わせ・ 申込み先 受講申込書に必要事項を記入後、FAX・メール・郵送のいずれかよりお申込みください。

早良商工会(担当: 黒木·古藤) / 〒811-1102 福岡市早良区東入部2-14-10

電話 092-804-2219 FAX 092-804-4455 E-mail:sawara@shokokai.ne.jp

主催・後援

主催:早良商工会 後援:福岡市

令和5年度伴走型小規模事業者支援推進事業



【セミナー受講者対象】 創業期にうれしい! 特定創業支援等事業 4つのメリット

会社設立時の 登録免許税軽減

資本金の

0.7% ► **0.35**%

(株式会社・合同会社を設立する場合)

(1)設立する会社が株式会社または合同会社で、最低税額の場合、株式会社設立は15万円が7.5万円に軽減、合同会社設立は6万円が3万円に軽減。 (2)設立する会社が合名会社又は合資会社の場合、1件につき6万円の登録免許税が3万円に軽減されます。

※特定創業支援等事業により支援を受けた方のうち、会社設立後の方が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

※福岡市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。 提出先:法務局(原本を提出)

福岡市新規創業促進補助金

(1)補助対象経費 会社を設立するために必要な登録免許税額

国の特定創業支援事業を活用して登録免許税半額 軽減を受けた方に対し、福岡市独自の支援として

残りの半額相当額を支援します。

(2)補 助

(3)募集期間

額 株式会社設立の場合:75,000円

合同・合名・合資会社設立の場合:30,000円 令和5年4月1日~令和6年3月31日

※予算が無くなり次第終了

創業関連保証の 利用開始月の前倒し

2ヶ月前 ▶ 6ヶ月前

- ※創業2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業開始6か月前から利用の対象となります。
- ※特定創業支援等事業により支援を受けた方のうち、事業開始6か月前から創業後5年未満の方が支援対象の要件となります。
- ※福岡市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。
- ※別途、審査を受ける必要があります。 提出先:信用保証協会(詳しくはホームページ等を確認下さい。)

日本政策金融公庫 新創業融資制度・新規開業資金

新創業融資制度:創業資金総額の1/10以上の自己資金要件を満たす方 として利用できます。※別途、審査を受ける必要があります。 新規開業資金:貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用する ことが可能になります。※別途、審査を受ける必要があります。

- ・上記のメリットを受けようと思われる方は、原則すべての講義を受講された方に限ります。(1~2 は、福岡市で創業される方のみ)
- ・上記のメリットの内容については変更の可能性がありますので、ご利用の際は、事前に必ず窓口の福岡市経済観光文化局創業・ 立地推進部 創業支援課(TEL 092-711-4455)宛、お問合せ下さい。

【さわら起業塾2023(創業セミナー)受講申込書】

FAX 092-804-4455

※早良商工会事務局にFAXまたはE-mailでお申込下さい。

E-mail sawara@shokokai.ne.jp

フリガナ			昭和		平成	
氏名		生年月日	年	月	⊟(歳)
住所	₹	TEL				
		FAX				
現在の職業		Email				
アンケートに ご協力ください	Q 1. さわら起業塾(創業セミナー)をどのような方法でお □ PRチラシ □ 市報 □ 商工会ホームページ □ Q 2. 創業はいつ頃をお考えですか?(1つ選択) □ 既に創業している(年月創業) □ 以に創業している(年月創業) □ これから計画を作成する予定□未定(これから記している) □ サービス業□ 卸・小売業□ 飲食業□ 製造 →具体的な業務内容を教えてください。(□ 友人等の紹介 □ 2023年中 □ 創業計画作考える)	↑ □ その他(□ 2024年中	中 □ 未定) □ 未定	7.